



# 建設工事に係る委託業務

入札時に業務費内訳書の添付が必須となります。

- \* 電子入札システムによる応札時に添付してください。
- \* 業務費内訳書の様式は電子入札システムのメニュー「運用基準／様式／要領」に掲載しています。
- \* 電子入札システムで内訳書を添付する操作方法については、電子札システムのメニュー「マニュアル」に掲載しています。左記メニューから 入り、簡易版マニュアル「システム操作マニュアル(条件付き一般競争入札)」をご覧ください。

入札時に添付する業務費内訳書の「入札金額」欄の額が入札金額と一致しない場合は「失格」となります。

別記第4号様式（第9条関係）

和歌山県知事 様

平成 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

業務費内訳書

業務番号 平成 年度 第 号

業務名

入札金額（税抜き） (①+②+③+④+⑤) 円

入札金額欄

(単位:円 税抜き)

土木関係建設コンサルタント業務 (土木設計業務)			建築関係建設コンサルタント業務 (建築設計業務)			補償関係コンサルタント業務 (用地調査等業務)			地質調査業務			測量業務		
工程	数量	金額	工程	数量	金額	工程	数量	金額	工程	数量	金額	工程	数量	金額
和歌山県建設工事 にかかると業務	1,234.567km	1,234,567,890												
直接人件費	a		直接人件費	a		人件費	a		直接調査費	a		直接測量費	a	
直接経費	b		技術料等経費	b		直接経費	b		間接調査費	b		経費	b	
経費	c		経費	c		経費	c		経費	c		経費	c	
技術経費※	d		特別経費※	d		技術経費※	d		解体等調査業務費※	d		測量経費※	c	
設計業務価格①	afbtcd		設計業務価格②	afbtcd		業務価格③	afbtcd		調査業務価格④	afbtcd		測量業務価格⑤	afbtcd	

業務費内訳書

記入上の注意事項  
1. 年月日は、種別を記入する。  
2. ※印の費目の金額欄については、仕様書に計上されている場合、記入する。

## 工事費内訳書及び技術提案（技術資料）に係る失格等の取り扱いについて

（平成 22 年 5 月 1 日施行）

※同日以降に入札公告を行う案件について適用

建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領において、下記に掲げる各事項に該当する場合は、それぞれの規定に該当するものとして扱うこととします。

なお、これ以外の方式による条件付き一般競争入札（建設工事又は建設工事に係る委託業務に限る。）においても、この取扱基準に準じることとします（以下、建設工事に係る委託業務においては「工事費内訳書」を「業務費内訳書」等、適宜読み替えるものとします。）。

### 記

#### 1 入札の不成立

##### 第 11 条第 1 項のうち

- (2) 工事費内訳書及び技術提案（書面による技術提案を除く。）を電子入札システムにより提出しない者がした入札書

##### 該当する場合

- (1) 書類の全部又は一部の提出がない場合
- (2) 提出された書類が提出すべき書類とは無関係な書類である場合
- (3) 提出はされているが白紙である場合
- (4) 他の工事の書類である場合
  - ① 他の工事の工事番号、工事名が記載されていて、かつ工事価格と入札金額が一致しない場合
  - ② その他、明らかに他の工事の書類であると考えられる場合
- (5) 外形上必要な事項が記載されていない場合
  - ① 記載が必要な項目に全く記載がない場合（ただし、工事番号、工事名、住所、商号又は名称、代表者氏名及び会社名の項目については、電子入札システムにより提出があった場合を除く。）
  - ② 必要な項目に記載されているが、記載すべき事項とは無関係な内容である場合
  - ③ その他、明らかに必要な事項が記載されていないと考えられる場合

#### 2 失格

##### 第 12 条第 1 項のうち

- (2) 工事費内訳書及び技術提案（書面による技術提案を除く。）を電子入札システムにより提出しなかった者  
(8) 指定する期限までに書面による技術提案を提出しなかった者

##### 該当する場合

第 11 条第 1 項第 2 号の (1) ～ (5) の取扱に準じる。

##### 第 12 条第 1 項のうち

- (12) 工事費内訳書及び技術提案において、意思表示が不明瞭である入札をした者

##### 該当する場合

- (1) 工事費内訳書において、同一の工事について複数の積算内訳が記載されている場合
- (2) 工事費内訳書の「工事価格計」欄の額と入札書の金額が一致しない場合（建設工事にかかる委託業務においては業務費内訳書の「入札金額」欄の額と入札書の金額が一致しない場合）
- (3) 技術提案において、同一の工事について複数の技術提案が記載されている場合（ただし、複数の提案を認めている場合を除く。）
- (4) その他、明らかに必要な事項が記載されていない等により意思表示が不明瞭である場合